

## 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則（平成24年岡崎市規則第48号。以下「規則」という。）第52条の規定に基づき、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(景観重要建造物等の指定に関する意見書)

第2条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第19条第2項又は法28条第2項の規定による意見は、様式第1号による景観重要建造物（樹木）指定意見書により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の提案等)

第3条 法第20条第1項若しくは同条第2項又は法第29条第1項若しくは同条第2項の規定による提案は、様式第2号による景観重要建造物（樹木）指定提案書を提出して行うものとする。

2 法第20条第1項後段又は法第29条第1項後段の規定による合意は、様式第3号による景観重要建造物（樹木）提案同意書を提出して行うものとする。

3 法第20条第3項又は法第29条第3項の規定による通知は、様式第4号による景観重要建造物（樹木）指定の提案に対する通知書により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第4条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、様式第5号による景観重要建造物（樹木）指定通知書により行うものとする。

(現状変更の許可申請等)

第5条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可の申請は、様式第6号による景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書を提出して行うものとする。

2 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可に係る通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 許可をする場合 様式第7号による景観重要建造物（樹木）現状変更許可通知書

(2) 許可をしない場合 様式第8号による景観重要建造物（樹木）現状変更不許可通知書

3 法第22条第4項後段（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による協議は、様式第9号による景観重要建造物（樹木）現状変更協議書を提出して行うものとする。

(現状回復の命令)

第6条 法第23条第1項（法第32条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令は、様式第10号による景観重要建造物（樹木）現状回復命

令書により行うものとする。

(管理に関する命令又は勧告)

第7条 法第26条又は法第34条の規定による命令は、様式第11号による景観重要建造物(樹木)管理命令書により行うものとする。

2 法第26条又は法第34条の規定による勧告は、様式第12号による景観重要建造物(樹木)管理勧告書により行うものとする。

(指定の解除)

第8条 法第21条第1項の規定において準用する法第27条第3項又は法第31条第1項の規定において準用する法第35条第3項の規定による通知は、様式第13号による景観重要建造物(樹木)指定解除通知書により行うものとする。

(所有者の変更の場合の届出)

第9条 法第43条の規定による届出は、様式第14号による景観重要建造物(樹木)所有者変更届出書により行うものとする。

## 附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。